

一時保護に至る主な事例

■本資料の記載内容について

- 本資料では、一時保護に至る主な事例について、一時保護ガイドライン(子発 0706 第4号平成 30 年7月6日付厚生労働省子ども家庭局長通知)の記載(「■一時保護の目的別の主な事例」(1)(2)・・・、①②・・・に記載した一時保護の目的)に加え、数カ所の児童相談所からの聴取結果に基づき、できる限り一時保護の目的別に類型化を試みたもの(「■一時保護の目的別の主な事例」ア、イ・・・)。ただし、本資料に記載した一時保護の目的は重複して行われることが多く、また、事例を網羅的に記載したものではない。
- 記載中【保護開始時点の職権・同意の別】の「職権」とは、保護開始時点で、保護者の意に反することが明確であるか、保護者の同意を確認していない場合をいうものとする。
- 記載中【主な相談経路】とは、児童相談所運営指針(児発第 133 号平成2年3月5日付厚生省児童家庭局長通知)表-3に示されている「相談受付経路」を参照した(別紙1参照)。
- 記載中【主な相談種別】とは、児童相談所運営指針表-2に示されている「受け付ける相談の種類及び内容」を参照した(別紙2参照)。
- 記載中【保護開始時点で得られる情報・資料】については、目的別に(かつ相談経路に応じて)得られる主な情報及びその多寡を記載したもので、①都道府県・児童相談所への相談歴・一時保護歴・措置歴の有無により、更に情報の多寡が異なることになり、また、相談歴の中で家族環境に関する情報は、数年前までのものなら、一時保護の判断においても参考なるものと考えられること、②特記がなくとも、都道府県、児童相談所の判断に当たっては、通常、基礎自治体(保健センター含む。)や学校等への情報の照会を行うものであることに留意されたい。

■一時保護の目的別の主な事例

(1)緊急保護

① 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

ア 棄児、迷子、家出した子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権

【必要性判断の余地】

小さい(一時保護が必要なケース)。警察からの身柄付き通告ケースが多い。

【主な相談経路】

警察(←近隣、医療機関等からの通報)、学校等の関係機関、子ども本人

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

少ない(警察の通告書(発見時の情報)、医療機関からの子どもの健康情報、関係機関からの情報、本人の主訴)

【主な相談種別】

養護・その他(家出の場合、非行、養護・虐待もあり得る。棄児の場合、養護・虐待もあり得る。)

イ 保護者が死亡、逮捕・服役、入院、失踪した子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

職権・同意どちらが主ともいえない。

【必要性判断の余地】

小さい(一時保護が必要なケース)。警察からの身柄付き通告ケースあり。

※一時保護した後に親族等の受入れを調整

【主な相談経路】

警察、医療機関、市町村、家族、子ども本人、学校等の関係機関

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

中間(警察の通告書(捜査情報)、医療機関からの保護者の健康情報、関係機関からの情報、本人の主訴)

【主な相談種別】

養護・その他(養護・虐待もあり得る。)

ウ 住居からの強制退去等の理由で親子浮浪している子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

職権・同意どちらが主ともいえない。

【必要性判断の余地】

小さい(⇔強制退去の場合、市町村や公営住宅から事前に連絡があり、調整の上、親子同時での対応(生活保護、婦人保護所での一時保護等)もあり得る。いずれにせよ子どもの安全な生活を保障する代替方法があるかどうかで判断する)。

【主な相談経路】

警察、市町村、公営住宅、学校等の関係機関

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(警察の通告(発見時の情報)、市町村・公営住宅の情報(住居情報)、関係機関からの情報)

※夜逃げ先で警察保護された場合など情報・資料が少ない場合もある。

【主な相談種別】

養護・その他、養護・虐待

- ② 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合(虐待を受けた子どもについて法第 27 条第 1 項第 3 号の措置(法第 28 条の規定によるものを除く。)が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。)

ア 保護者から身体的虐待を受けた子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権

【必要性判断の余地】

大きい(年齢、外傷の程度に鑑みて生命の危険にどの程度影響するか。次いで、成長・発達にどの程度影響するか。重症の受傷や頭部受傷は即保護だが、手足のあざなどは初めてなのか、繰り返しているのかなど状況により判断)。警察からの身柄付き通告ケースあり。

【主な相談経路】

警察、医療機関、保育所、学校等の関係機関、近隣住民、子ども本人

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(警察の通告書(捜査情報)、医療機関からの子どもの健康情報、関係機関からの情報、本人の主訴・外観)

【主な相談種別】

養護・虐待

イ 保護者から性的虐待を受けた子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権

【必要性判断の余地】

小さい(子どもの主訴や被害事実に関する客観的な情報があれば必ず一時保護が必要)(⇔ただし、高齢児の場合、子ども本人が保護を拒否する場合もあり判断の余地がある)。警察からの身柄付き通告ケースあり。

【主な相談経路】

警察、医療機関、学校等の関係機関、家族、友人、子ども本人

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

少ない(警察からの捜査情報、本人の主訴、家族からの情報、医療機関や学校等の関係機関からの情報)

【主な相談種別】

養護・虐待

ウ 保護者から心理的虐待を受けた子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権

【必要性判断の余地】

大きい(生命の危険に直結しないため、ア、イと比較すると慎重に検討。成長・発達にどの程度影響するか。DVのある家庭、親の暴言により自傷行為をしているなど客観的状況がある場合、保護に至るが、それ以外の場合、子どもの主訴がないと保護の判断は難しい)。警察からの身柄付き通告ケースあり。

【主な相談経路】

警察(←配暴センター等)、学校等の関係機関、近隣住民、子ども本人

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

中間(警察の通告書(捜査情報)、関係機関からの情報、本人の主訴)

【主な相談種別】

養護・虐待

エ 保護者からネグレクトを受けた子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権

【必要性判断の余地】

大きい(年齢、栄養状態の程度に鑑みて生命の危険にどの程度影響するか。次いで、成長・発達にどの程度影響するか)。警察からの身柄付き通告ケースあり(家出を繰り返している子どもについて、保護者が引取りを拒否した場合、虞犯通告ではなく、養育困難やネグレクトとして身柄付き通告となるケースがある。また、家に長時間子どもだけにいるところを警察が保護する場合もある)。

【主な相談経路】

学校、保育所、幼稚園、市町村、医療機関(歯科医含む。)、近隣、警察

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(学校・保育所・幼稚園からの家庭・健診情報等、市町村の経過記録、医療機関からの健康情報)

【主な相談種別】

養護・虐待

オ 不適切な養育環境に置かれている子ども(特定妊婦への養育不安により新生児を保護するなど)

【保護開始時点の職権・同意の別】

職権・同意

【必要性判断の余地】

大きい(特定妊婦への養育不安の状況が成長・発達にどの程度影響するか。飛び込み出産等で監護能力のアセスメントの必要がある場合もある)。

【主な相談経路】

医療機関、市町村

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(医療機関からの健康情報、市町村の経過記録、保護者の様子)

【主な相談種別】

養護・虐待、養護・その他

カ 虐待者である保護者からの取り戻し等を防ぐために一時的に措置先から保護する子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権

【必要性判断の余地】

やや小さい(おおむね一時保護が必要。)(⇒子どもが一時保護により突然学校に行けなくなることに納得しにくく、また、まず保護者との話し合いを試みることから、判断の余地が大きい場合もある。)

【主な相談経路】

措置先

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(児童相談所が保有する情報、措置先からの情報)

【主な相談種別】

措置理由となった相談種別と同じ(主に虐待)

③ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合

ア 子どもによる家庭内暴力

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に同意

【必要性判断の余地】

大きい(家族の主訴に基づく家族の生命・身体の危険があるか。ついで、家庭環境の改善が期待できるか)。もともと、警察からの身柄付き通告ケースが多い。

【主な相談経路】

警察、学校、家族、近隣からの通告

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

警察の通告書、学校からの情報、家族からの主訴、家の様子など客観的状況

※きょうだいに対する暴力がある場合、医療機関やきょうだいを通う学校からの情報もあり得る。

【主な相談種別】

育成、非行

イ その他 14 歳未満の触法、虞犯の場合

【保護開始時点の職権・同意の別】

職権・同意

【必要性判断の余地】

大きい(非行の程度により異なり、身柄付き通告の場合を除き、いきなり保護することではなく、通所を組み合わせ、保護を行う場合も事前調整の上、計画的に行う)。警察からの身柄付き通告ケースあり。

【主な相談経路】

警察、学校、家族

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(警察の通告書、学校からの情報、家族からの情報)

【主な虐待相談種別】

非行

ウ かんしゃくや自傷行為等により一時的にクールダウンが必要な子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に同意

【必要性判断の余地】

大きい(保護者の養育能力や、措置先の支援体制、周囲のサポート等の事情を考慮して判断)。

【主な相談経路】

家族、措置先

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(子どもの状況、家族や措置先からの情報)

【主な虐待相談種別】

障害、育成、非行

④ 一定の重大事件(※)に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第 25 条に基づき通告のあった子ども又は少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に職権(⇔重大事件の触法送致の場合、保護者の意向確認の前に保護している場合もある。)

【必要性判断の余地】

少ない(必ず一時保護が必要なケース)。

【主な相談経路】

警察

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(警察からの情報)

【主な虐待相談種別】

非行

(※) 一定の重大事件とは、少年法第 22 条の2第1項に掲げる「一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」「二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪」に係る刑罰法令に触れると思料される事件。

(2)アセスメント保護

⑤ 適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合

ア (1)の緊急保護の際に今後の処遇の決定のために調査を行う必要がある子ども

【保護開始時点の職権・同意の別】

- 緊急保護に準じる
- 【必要性判断の余地】
- 緊急保護に準じる
- 【主な相談経路】
- 緊急保護に準じる
- 【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】
- 緊急保護に準じる
- 【主な相談種別】
- 緊急保護に準じる

イ 子どもの育てにくさや家庭環境の問題などについて家庭から離れた環境で調査を行う必要がある子ども

- 【保護開始時点の職権・同意の別】
- 主に同意
- 【必要性判断の余地】
- 多い(当該子どもの抱える困難が家庭内でのみ生じるか、環境を変えても生じるかを調査する必要や、当該子どもに係る生活習慣全般を観察する必要が生じた場合に計画的に保護を行う)。
- 【主な相談経路】
- 家族
- 【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】
- 多い(児童相談所が保有する情報、家族から情報、学校等の関係機関からの情報)
- 【主な相談種別】
- その他養護、障害、育成

⑥ (1つ上に含まれるが)里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合

- 【保護開始時点の職権・同意の別】
- 主に同意(措置中でも保護者には子どもの不適応行動を含め状況をその都度連絡し、支援関係が悪化することのないように努めている)。
- 【必要性判断の余地】
- 大きい(措置先での不調により措置先から保護の要請があっても、施設内での調整が望ましい場合には保護しない。施設と調整の上、計画的に行う)。
- 【主な相談経路】
- 措置先、子ども本人
- 【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】
- 多い(児童相談所が保有する情報、措置先からの情報(関係機関からの情報は措置先を通じて取得))、本人の主訴、本人の生活状況
- 【主な相談種別】
- 措置に準じる

(3)短期入所指導

- ⑦ 子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合

【保護開始時点の職権・同意の別】

主に同意

【必要性判断の余地】

大きい(場所的離隔、通所等では足りず入所ケアが必要か、委託で行う場合の委託先(医療機関、治療型障害児施設等)があるか等から総合的に判断する)。

【主な相談経路】

家族、措置先

【保護開始時点で得られる主な情報・資料と多寡】

多い(家族からの情報、措置先からの情報児童相談所が保有する情報(事前の子どもへのアセスメントにより得た情報、通所中の情報))

【主な相談種別】

障害、育成

(別紙1)

■相談受付経路(児童相談所運営指針より(一部追記))

| | |
|----|--|
| 1 | 都道府県・市町村 ・福祉事務所 ・児童委員 ・他の児童相談所 ・その他 |
| 2 | 児童家庭支援センター |
| 3 | 児童福祉施設(保育所含む)・指定発達支援医療機関 |
| 4 | 認定こども園 |
| 5 | 警察等 |
| 6 | 家庭裁判所 |
| 7 | 保健・医療機関 ・保健所(都道府県・指定都市・中核市に設置) ・市町村保健センター ・医療機関 |
| 8 | 学校等 ・学校 ・教育委員会等(幼稚園含む。) |
| 9 | 里親等 |
| 10 | 配偶者暴力相談支援センター |
| 11 | 家族・親戚 |
| 12 | 近隣、知人 |
| 13 | 子ども本人 |
| 14 | その他 |

(別紙2)

■児童相談所の相談種別(児童相談所運営指針より)

| | | |
|------|--------------|--|
| 養護相談 | 1. 児童虐待相談 | 児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児 |
| | 2. その他の相談 | 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。 |
| 保健相談 | 3. 保健相談 | 未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談 |
| 障害相談 | 4. 肢体不自由相談 | 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。 |
| | 5. 視聴覚障害相談 | 盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。 |
| | 6. 言語発達障害等相談 | 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。 |
| | 7. 重症心身障害相談 | 重症心身障害児(者)に関する相談。 |
| | 8. 知的障害相談 | 知的障害児に関する相談。 |
| | 9. 発達障害相談 | 自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。 |
| 非行相談 | 10. ぐ犯等相談 | 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。 |
| | 11. 触法行為等相談 | 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。 |
| 育成相談 | 12. 性格行動相談 | 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。 |
| | 13. 不登校相談 | 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。 |
| | 14. 適性相談 | 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。 |
| | 15. 育児・しつけ相談 | 家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。 |
| | 16. その他の相談 | 1～15のいずれにも該当しない相談。 |

(別紙3)

■関連する統計

◆児童相談所における受付件数×経路別 【福祉行政報告例第1表(6-1、2)】

| | | 相談受付件数 |
|-----------------------|------------|---------|
| 総 数 | | 536,569 |
| 都道府県・指定都市・ 中核市 | 児童相談所 | 16,902 |
| | 福祉事務所 | 25,212 |
| | 保健センター | 10,568 |
| | その他 | 13,857 |
| 市町村 | 福祉事務所 | 66,076 |
| | 児童委員 | 174 |
| | 保健センター | 3,090 |
| | その他 | 11,827 |
| 児童福祉施設・指定 発達支援医療機関 | 保育所 | 2,444 |
| | 児童福祉施設 | 14,166 |
| | 指定発達支援医療機関 | 169 |
| 児童家庭支援センター | | 202 |
| 認定こども園 | | 394 |
| 警察等 | | 122,669 |
| 家庭裁判所 | | 1,356 |
| 保健所及び医療機関 | 保健所 | 1,358 |
| | 医療機関 | 7,294 |
| 学 校 等 | 幼稚園 | 877 |
| | 学校 | 21,928 |
| | 教育委員会等 | 1,915 |
| 里親 | | 1,519 |
| 児童委員(通告の仲介を含む) | | 229 |
| 家族・親戚 | | 157,194 |
| 近隣・知人 | | 34,888 |
| 児童本人 | | 5,031 |
| その他 | | 15,230 |

◆児童相談所における受付件数・対応件数×相談の種類別(総数のみ)【福祉行政報告例第3表・第11表】

| | | 受付件数 | 対応件数 |
|---------|-----------|---------|---------|
| 総 数 | | 536,553 | 544,698 |
| 養 護 相 談 | 総 数 | 262,983 | 267,955 |
| | 児童虐待相談 | 192,984 | 196,549 |
| | その他の相談 | 69,999 | 71,406 |
| 保健相談 | | 1,302 | 1,435 |
| 障 害 相 談 | 総 数 | 189,262 | 189,714 |
| | 肢体不自由相談 | 2,445 | 3,015 |
| | 視聴覚障害相談 | 359 | 351 |
| | 言語発達障害等相談 | 8,544 | 8,554 |
| 障 害 相 談 | 重症心身障害相談 | 3,276 | 3,601 |
| | 知的障害相談 | 159,005 | 158,723 |
| | 発達障害相談 | 15,633 | 15,470 |
| 非 行 相 談 | 総 数 | 11,987 | 12,410 |
| | ぐ犯行為等相談 | 7,129 | 7,466 |
| | 触法行為等相談 | 4,858 | 4,944 |
| 育 成 相 談 | 総 数 | 39,821 | 42,441 |
| | 性格行動相談 | 20,641 | 21,564 |
| | 不登校相談 | 4,680 | 4,882 |
| 育 成 相 談 | 適性相談 | 7,406 | 8,364 |
| | 育児・しつけ相談 | 7,094 | 7,631 |
| その他の相談 | | 31,198 | 30,743 |

◆児童相談所における所内一時保護児童及び委託一時保護児童の対応件数【福祉行政報告例第15表・第16表】

| | 対応件数 | | |
|--------|-------|-------------|--------------|
| | 総数 | うち職権による一時保護 | うち二か月超えの一時保護 |
| 所内一時保護 | 27814 | 8743 | 4548 |
| 委託一時保護 | 25102 | 6361 | 3059 |

◆児童相談所における養護相談の対応件数(対応の種類×相談理由)【福祉行政報告例第21表】

| | | 総数 | 児童福祉施設に入所 | 里親委託 | 面接指導 | その他 |
|-----------|-----|---------|-----------|-------|---------|--------|
| 総数 | | 267,955 | 7,251 | 1,854 | 229,829 | 29,021 |
| 家出(失踪を含む) | | 625 | 40 | 15 | 515 | 55 |
| 死亡 | | 460 | 51 | 69 | 273 | 67 |
| 離婚 | | 441 | 33 | 5 | 377 | 26 |
| 傷病(入院を含む) | | 6,523 | 565 | 159 | 5,464 | 335 |
| 家族環境 | 虐待 | 196,549 | 4,291 | 735 | 171,230 | 20,293 |
| | その他 | 43,130 | 1,674 | 601 | 37,144 | 3,711 |
| その他 | | 20,227 | 597 | 270 | 14,826 | 4,534 |

◆児童相談所における児童虐待相談の対応件数(相談経路×相談種別)【福祉行政報告例第25表】

| | | 総数 | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 保護の怠慢・拒否(ネグレクト) |
|-------------------|------------|---------|--------|-------|---------|-----------------|
| 総数 | | 193,780 | 49,240 | 2,077 | 109,118 | 33,345 |
| 都道府県・指定都市・中核市 | 児童相談所 | 9,313 | 2,235 | 198 | 4,111 | 2,769 |
| | 福祉事務所 | 1,552 | 505 | 50 | 440 | 557 |
| | 保健センター | 467 | 202 | 15 | 104 | 146 |
| | その他 | 1,770 | 382 | 49 | 955 | 384 |
| 市町村 | 福祉事務所 | 8,890 | 3,675 | 303 | 2,343 | 2,569 |
| | 児童委員 | 62 | 14 | 4 | 31 | 13 |
| | 保健センター | 396 | 115 | 9 | 128 | 144 |
| 市町村 | その他 | 4,081 | 1,581 | 131 | 1,155 | 1,214 |
| 児童福祉施設・指定発達支援医療機関 | 保育所 | 1,616 | 692 | 17 | 434 | 473 |
| | 児童福祉施設 | 1,255 | 491 | 45 | 233 | 486 |
| | 指定発達支援医療機関 | 28 | 12 | - | 8 | 8 |
| 児童家庭支援センター | | 127 | 43 | 2 | 55 | 27 |
| 認定こども園 | | 236 | 108 | 2 | 72 | 54 |
| 警察等 | | 96,473 | 16,617 | 274 | 70,334 | 9,248 |
| 家庭裁判所 | | 31 | 11 | 3 | 7 | 10 |
| 保健所 | | 232 | 53 | 2 | 96 | 81 |

| | | | | | | | |
|----------------|-----------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|
| 医療機関 | | | 3,675 | 1,365 | 75 | 881 | 1,354 |
| 学校等 | 幼稚園 | | 525 | 228 | 3 | 155 | 139 |
| | 学校 | | 13,856 | 6,652 | 384 | 4,121 | 2,699 |
| | 教育委員会等 | | 447 | 193 | 19 | 124 | 111 |
| 里親 | | | 98 | 15 | 11 | 19 | 53 |
| 児童委員(通告の仲介を含む) | | | 148 | 24 | - | 79 | 45 |
| 家族 | 虐待者 本人 | 父親 | 601 | 247 | 6 | 250 | 98 |
| | | 母親 | 3,384 | 1,436 | 10 | 1,194 | 744 |
| | | その他 | 60 | 20 | 2 | 24 | 14 |
| 家族 | 虐待者 以外 | 父親 | 2,770 | 912 | 17 | 1,085 | 756 |
| | | 母親 | 4,612 | 1,918 | 152 | 2,081 | 461 |
| | | その他 | 1,733 | 571 | 36 | 614 | 512 |
| 親戚 | | | 2,639 | 697 | 27 | 828 | 1,087 |
| 近隣・知人 | | | 25,285 | 6,014 | 97 | 13,344 | 5,830 |
| 児童本人 | | | 1,663 | 871 | 65 | 550 | 177 |
| その他 | | | 5,755 | 1,341 | 69 | 3,263 | 1,082 |